

主な施設基準の届出状況等 一部修正について

2 入院料等関係

(2) 入院基本料等加算

名称	施設基準の概要	届出医療機関数					
		令和3年		令和4年			
感染防止対策加算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織 ・感染防止対策加算を算定する医療機関と年4回程以上の合同カンファレンス ・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 等 ・感染制御チームの研修要件及び専従要件に応じて1及び2に区分 	1	1,393	-			
		2	2,744	-			
感染防止対策地域連携加算	・感染防止対策加算1に係る届出を行った他の保険医療機関との連携により感染防止対策を実施するための必要な体制が整備されている	1,378		-			
抗菌薬適正使用支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策地域連携加算を算定する保険医療機関である ・抗菌薬を適正に使用するために必要な支援体制が整備されている 	誤	1,225	-			
		正	1,216	-			
入退院支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院支援部門の設置 ・入退院支援部門及び各病棟の看護師・社会福祉士、連携機関の要件等に応じて1～3に区分 	1	2,339	1	2,557		
		2	誤	2,155	2	誤	2,033
			正	2,154		正	2,032
		3	148	3	147		
入院時支援加算	・入退院支援部門に入院前支援を行う者(専従の看護師又は専任の看護師及び社会福祉士)を配置	誤	2,685	誤	2,788		
		正	2,605	正	2,702		
認知症ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症症状を考慮した看護計画を作成・実施し、定期的にその評価を行う ・認知症ケアチームの設置や研修を修了した看護師の配置等に応じて1～3に区分 	1	750	1	774		
		2	849	2	誤	1,035	
				正	1,034		
		3	2,319	3	2,313		

(3) 特定入院料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)			
		令和3年		令和4年	
救命救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設、医師の配置等に応じて1～4に区分 	1	187	1	188
			3,593		3,640
		2	26	2	22
			200		167
		3	80	3	79
			1,639		1,573
		4	80	4	82
			891		906
早期離床・リハビリテーション加算	<ul style="list-style-type: none"> ・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等 		-	誤	96
				正	124
早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等		-	誤	72
				正	82
特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・集中治療を行うにつき必要な医師の常時配置及び看護配置等に応じて1～4に区分 	1	141	1	159
			1,487		1,656
		2	76	2	80
			867		927
		3	349	3	329
			2,365		2,317
		4	62	4	54
			565		497
早期離床・リハビリテーション加算	<ul style="list-style-type: none"> ・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等 	誤	341	誤	369
		正	357	正	387
早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等	誤	279	誤	340
		正	291	正	348

ハイケアユニット入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 等 ・重症度等を満たしている患者の割合に応じて1及び2に区分 	1		621	643		
		2		6,153	6,327		
				30	37		
				309	363		
早期離床・リハビリテーション加算	<ul style="list-style-type: none"> ・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等 			-	誤 140		
					正 141		
早期栄養介入管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等 			-	誤 171		
					正 172		
地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士1名以上 ・入退院支援及び地域連携業務を担う部門を設置している ・疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションの届出をしている ・看護職員の実質配置が13対1以上 等 ・在宅復帰率、地域包括ケアに関する実績等に応じて1～4に区分 	1		1,313	1,412		
			一般療養	47,546	45,482		
		2		1,267	1,156		
			一般療養	44,086	38,258		
		3		50	36		
			一般療養	1,308	870		
		4		79	121		
			一般療養	1,866	1,264		
							344
		看護職員夜間配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う看護職員が16対1以上 等 			誤 67	誤 68
						2,740	2,223
						正 35	正 39
				1,592	1,733		
精神科救急急性期医療入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に4名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等 			-	173		
					10,875		
看護職員夜間配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤を行う看護職員が16対1以上 ・行動制限最小化委員会の設置 等 			-	誤 98		
					5,867		
				-	正 97		
					5,919		
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 			812	808		
				89,711	88,399		
精神保健福祉士配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟に1名以上の専従の精神保健福祉士の配置 ・退院支援部署の設置及び1名以上の専従の精神保健福祉士の配置 等 			誤 92	誤 84		
				8,076	7,198		
				正 21	正 21		
				1,682	1,551		